通所介護事業

契約書

目 次

第一章 総則

第1条(契約の目的)

第2条(契約期間)

第3条(提供するサービス)

第4条(通所介護計画の決定・変更)

第5条(介護保険給付対象サービス)

第6条(介護保険給付対象外のサービス)

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第7条(サービス利用料金の支払い)

第8条(利用の中止、変更、追加)

第9条 (利用料金の変更)

第三章 事業者の義務

第10条(事業者及びサービス従事者の義務)

第11条(守秘義務等)

第四章 利用者の義務

第12条(利用者の施設利用上の注意義務)

第五章 損害賠償

第13条(損害賠償責任)

第14条(損害賠償がなされない場合)

第15条(事業者の責任によらない事由

によるサービスの実施不能)

第六章 契約の終了

第16条(契約の終了及びそれに伴う援助)

第17条(利用者からの中途解約)

第18条(利用者からの契約解除)

第19条(事業者からの契約解除)

第20条(精算)

第七章 その他

第21条(苦情解決)

第22条(協議事項)

第23条(裁判管轄)

社会福祉法人ライフサポート協会

住吉第二地域在宅サービスステーションなごみ

〒558-0054

大阪市住吉区帝塚山東5丁目10番15号

TFI (06) 6676-0753

FAX (06) 6676-4006

様(以下「利用者」という。)と社会福祉法人ライフサポート協会(以下「事業者」という。)は、利用者が住吉第二地域在宅サービスステーションなごみ(以下「事業所」という。)において、事業者から提供される通所介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

第一章 総則

第1条 (契約の目的)

1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能 な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、第5条及び第6条に定める通所介護サービス を提供します。

第2条 (契約期間)

1 本契約の有効期間は、契約締結日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の2日前までに利用者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条(提供するサービス)

- 1 事業者が利用者に対して実施する通所介護サービスの内容、利用日、利用時間、 費用等の事項は、「契約書別紙」に定めるとおりとします。
- 2 事業者は、利用者及び家族と協議の上でサービス内容が変更された場合、新たな「契約書別紙」を作成し、利用者の同意を得るものとします。

第4条(通所介護計画の決定・変更)

- 1 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されている場合には、それに沿って利用者の通所介護計画を作成するものとします。
- 2 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、通所 介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、利用者に対して、居宅介 護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うも のとします。
- 3 事業者は、通所介護計画について、利用者及びその家族等に対して説明し、同

意を得た上で決定するものとします。

4 事業者は、通所介護計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、 その内容を確認するものとします。

第5条(介護保険給付対象サービス)

1 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、利用者に対して、日常生活上の介護及び機能訓練を提供するものとします。

第6条(介護保険給付対象外のサービス)

- 1 事業者は利用者との合意に基づき、介護保険給付の支払限度額を越える通所介護サービスを提供するものとし、利用料金は利用者が負担するものとします。
- 2 事業者は利用者との合意に基づき、介護保険対象外の介護サービスを提供するものとし、その利用料金は利用者が負担するものとします。
- 3 事業者は前項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の 家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第7条 (サービス利用料金の支払い)

- 1 利用者は要介護度に応じて第5条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に 定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差 し引いた差額分(自己負担分:通常はサービス利用料金の1割)を事業者に支払 うものとします。
 - 但し、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が 作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。 要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険 から払い戻されます。(償還払い)
- 2 第6条に定めるサービスについては、利用者は、重要事項説明書に定める所定 の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 3 前項の他、利用者は食材費及び調理費用相当分とおやつ代、雑費、おむつ代等 利用者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。
- 4 事業者は、利用月ごとの利用料等の請求書(利用明細付属)を、翌月10日以降1週間以内に利用者に届ける。また、利用者は、その請求書にもとづいて、 定められた方法で翌月27日までに利用料を事業者に支払うものとします。 なお、事業者は利用者からの支払いを受けたときは、利用者あての領収書を発行します。

第8条 (利用日の中止・変更・追加)

- 1 利用者は、利用期日前において、通所介護サービスの利用を中止又は変更、も しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、利用 者はサービス実施日の前日までに事業者に申し出るものとします。
- 2 利用者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める 所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調 不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- 3 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で利用者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

第9条 (利用料金の変更)

- 1 第6条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第6条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約する ことができます。

第三章 事業者の義務

第10条 (事業者及びサービス従事者の義務)

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は 看護職員もしくは主治医と連携し、利用者からの聞き取り・確認の上でサービ スを実施するものとします。
- 3 事業者は、利用者に対する通所介護サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、利用者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、 複写物を交付するものとします。
- 4 事業者は、サービス提供時に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第11条 (守秘義務等)

- 1 事業者及びサービス従事者又は従業員は、通所介護サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず、利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図る など正当な理由がある場合には、利用者又はその家族等の同意を文書により得 た上で、利用者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 利用者の義務

第12条 (利用者の施設利用上の注意義務等)

- 1 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 利用者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により減失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償(事業者の義務違反)

第13条 (損害賠償責任)

- 1 事業者は、本契約に基づきサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由 により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 11 条に定め る守秘義務に違反した場合も同様とします。
 - 但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の 状況を考慮して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができ るものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第14条 (損害賠償がなされない場合)

1 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。

- とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
- 一 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意に これを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- 二 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聞き取り・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- 三 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由 に起因して損害が発生した場合
- 四 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

第15条 (事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

1 事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第16条 (契約の終了及びそれに伴う援助)

- 1 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - 一 利用者が死亡した場合
 - 二 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判断された場合
 - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 四 施設がなくなったり大きな破損で、サービスの提供が不可能になった場合
 - 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - 六 第17条から第19条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の 心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるもの とします。

第17条 (利用者からの中途解約)

1 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の7日前(最大7日)までに事業者に通知するものとします。

- 2 利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - 第9条第3項により本契約を解約する場合
 - 二 利用者が入院した場合
 - 三 利用者に係る居宅サービス計画(ケアプラン)が変更された場合

第18条 (利用者からの契約解除)

- 1 利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。
- ー 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第11条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意また過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第19条 (事業者からの契約解除)

- 1 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。
 - 一利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい 重大な事情を生じさせた場合
 - 二利用者による、第5条及び第6条に定めるサービス利用料金の支払いが2か 月以上(最低2か月)延滞し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが 支払われない場合
 - 三利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他 の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行う ことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第20条 (精算)

1 第 16条第 1 項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、 利用者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第12 条第2項(原状回復の義務)その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。

第七章 その他

第21条 (苦情解決)

1 事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第22条 (協議事項)

1 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもつて協議するものとします。

第23条 (裁判管轄)

年

1 利用者と事業者は、この契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、利用者の住所地を管轄する裁判所を第1審裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

月			
事業者	住 事 業 代表者		大阪市住吉区帝塚山東5丁目10番15号 社会福祉法人ライフサポート協会 理 事 長 藤本 俊彦
利用者	住	所	
	氏	名	ED
代理人	住	所	
	氏	名	ЕР